

平成25年3月8日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社関東支社  
水戸工事事務所長 沖田 竜司

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

### 1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	首都圏中央連絡自動車道 稲敷IC～神崎IC間照明設備工事
工事場所	自) 茨城県稲敷市月出里 至) 千葉県香取郡神崎町松崎
工事種別	電気工事
工事概要	本工事は、首都圏中央連絡自動車道稲敷IC～神崎IC間及び江戸崎PAの道路照明設備の設置を行うもので、据付、配管配線、試験調整等の一切の工事を行うものである。
工期	契約保証取得の日の翌日から390日間

### 2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第3項-②-ア)に該当するため、拡大型指名競争入札とする。
指名通知の日	平成25年3月8日
指名業者数	60者
指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)」第6条の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社の平成23・24年度工事競争参加資格審査」において、「電気工事」の「等級A」に認定されていること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。 (4) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」に基づき、「地域3」において競争参加資格停止を受けていないこと。 (5) 指名通知の日において、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 (6) 平成14年度以降に、元請として完成及び引渡し完了した次に掲げる施工実績を有すること。 ・車両の通行にかかる照明設備について、照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事 (7) 平成22・23年度における当該工種の成績評定点(請負工事等成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の成績評定点合計をいう。)の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

### 3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

<p>非指名者の競争参加</p>	<p>非指名者のうち次の各号のいずれかに該当する者は本件競争入札に参加することができる。</p> <p>①「東日本高速道路株式会社の平成 23・24 年度工事競争参加資格審査」の有資格者のうち指名基準の(1)から(7)をすべて満たし、かつ、下記 1～2 の条件を満たすことができる者。</p> <p>②「東日本高速道路株式会社の平成 23・24 年度工事競争参加資格審査」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)、(5)、(6)を満たし、かつ、下記 1～2 の条件を満たすことができる者。</p> <p>1. 配置期間</p> <p>審査基準日(競争参加資格確認申請書の提出期限の日)において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、配置技術者の専任に関する考え方は、別紙(配置技術者の専任期間の基本的な考え方①～⑥)を参照すること。</p> <p>2. 資格及び工事实績</p> <p>①主任(監理)技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種(電気工事業)に係る資格を有する者であること。</p> <p>②現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 14 年度以降に完成した、下記の元請としての施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は①に示す資格を有している者でなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">・車両の通行にかかる照明設備について、照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事</p> <p>③専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。恒常的な雇用関係とは、国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係(以下「技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置」という。)にあると認めるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)</p> <p style="padding-left: 40px;">2)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号)</p> <p style="padding-left: 40px;">3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)</p> <p>④監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
<p>契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：平成 25 年 3 月 8 日(金)～平成 25 年 3 月 25 日(月)</p> <p>配布方法：標準契約書案(【施設工事契約書】を用いるものとする。)、入札者に対する指示書(【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》を用いるものとする。)金抜設計書、特記仕様書、その他入札関係書類は</p>

	<p>当社ホームページより入手するものとする。  (標準契約書案・入札者に対する指示書等)  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a>  (設計図書等)  <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p>
競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出 (①、②の者ともに必要)  作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり。  提出方法：持参または書留郵便  提出期限：平成25年3月25日(月)16:00  提出場所：東日本高速道路株式会社関東支社水戸工事事務所  (住所) 〒311-4152 茨城県水戸市河和田1-1814-1  (電話番号) 029-253-3000</p> <p>(2) 「東日本高速道路株式会社の平成23・24年度工事競争参加資格審査」申請書の作成及び提出 (②の者のみ必要)  作成方法：当社ホームページ「資格審査申請のご案内」参照。  ( <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</a> )  提出期限：平成25年3月19日(火)16:00  提出場所：東日本高速道路株式会社 本社 経理財務部 調達企画課  (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2  (電話番号) 03-3506-0214  提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送でのみ受付  [宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p>
競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。(①、②の者ともに必要)  競争参加資格確認結果通知予定：平成25年4月10日(水)</p> <p>(2) 平成25年3月31日までに、「東日本高速道路株式会社の平成23・24年度工事競争参加資格審査」において、「電気工事」の「等級A」に認定されていること。(②の者のみ必要)</p> <p>※①、②の者ともに、指名通知の日から落札者決定の日までの間に当社から「地域3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>
入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出  提出期限：平成25年4月17日(水)16:00  提出場所：東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所  提出方法：書留郵便(配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと。)  なお、提出後の追加及び差替は認めないため、提出の際には不足・齟齬がないよう十分確認の上、提出すること。</p> <p>(2) 開札  開札日時：平成25年4月18日(木)10:30  開札場所：東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所 会議室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて  開札への立会いのない入札者がした入札についても有効として取扱う。ただし、再度入札へ移行する場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。</p>

	<p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。</p> <p>(5) 工事費内訳書の提出及び確認  第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、入札時に工事費内訳書の提出のない者は、その入札書を無効とする。  工事内訳書は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、電子記録媒体（CD-R）に保存して提出するものとする。  提出された工事費内訳書は、返却しない。</p> <p>(6) 低入札価格調査  本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。  なお、本件競争入札においては、重点調査基準価格を設定しており、上記の入札価格が重点調査基準価格未満である場合は、当該入札をした入札者を対象として特に重点的な低入札価格調査を行う。  また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。  低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。</p>
--	--

#### 4. 競争参加資格に関する事項

<p>設計業務等の請負人等との資本及び人事面の関係</p>	<p>指名通知の日または審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、または当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>1. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ) またはロ) に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <p>2. 設計業務等の請負人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏中央連絡自動車道 稲敷IC～神崎IC間諸設備基本設計 （株式会社 ネクスコ東日本エンジニアリング）</li> <li>・首都圏中央連絡自動車道 稲敷IC～神崎IC間諸設備詳細設計 （日本組織電気 株式会社）</li> </ul>
<p>工事への入札参加に関する留意事項</p>	<p>(2) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に</p>

	<p>下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p> <p>② 施工（調査等）管理業務の請負人  上記(2)に示した施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人は次に示すとおりである。</p> <p>・施設施工管理業務（株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）</p>
<p>施工（調査等）管理業務への入札参加に関する留意事項</p>	<p>(1) 本工事の請負人、本工事の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。</p>
<p>入札へ参加しようとする者との資本または人的関係</p>	<p>指名通知の日または審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係  以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この1. 資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この1. 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合  2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係  以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p>

	<p>1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2. 人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合</p> <p><b>【役員 の定義】</b></p> <p>① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）</p> <p>② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）</p> <p>③ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役</p> <p><b>【管財人の定義】</b></p> <p>会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他上記 1 または 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
<p>質問の受付</p>	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>① 受付期限：指名通知の日から平成25年4月8日（月）まで</p> <p>② 受付場所：東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所 庶務課</p> <p>③ 受付方法：質問書面（様式自由）を持参又は書留郵便（受付期間内必着のこと。）により提出すること</p> <p>(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。</p> <p>① 回答予定日：質問書を受理した日の翌日から原則として平日で5日以内</p> <p>② 回答方法：当社ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」）に掲載する</p> <p><a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、当社ホームページを参照すること。</p> <p><a href="http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html">http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html</a></p>
<p>その他</p>	<p>(1) 契約保証 必要</p> <p>入札者に対する指示書 [29] を参照のこと。</p> <p>(2) 契約書 必要</p> <p>入札者に対する指示書 [30] を参照のこと。</p> <p>(3) 入札の無効</p> <p>入札者に対する指示書 [27] に該当する入札は無効とする。</p> <p>(4) 支払条件</p> <p>前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」</p> <p>「有」の場合は請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる。</p> <p>部分払 「無」</p> <p>(5) 支払限度額の比率</p> <p>請負契約書39条1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2</p>

桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 25 年度	95%
平成 26 年度	5%

(6) 単品スライド条項の適用

請負契約書第 25 条 5 項について適用する。

(7) 火災保険等の付保

電気通信工事共通仕様書「1-47-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

## 拡大型指名競争入札方式について

### ○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

### ○ 手続きの流れ

